

国民年金

保険料納付が困難な場合は免除の申請を

しかし、長い人生には思いがけない病気や失業などで保険料を納めることができないう場合がありま。そのような人のために、「保険料免除制度」があります。

困難であると認められる人も、特例的に免除申請することができます。

申請免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と半額が免除される

「半額免除」があります。申請免除はどなたでも承認されるのではなく、家族構成などにより、免除となる所得（収入）が基準額を下回る場合に承認されます（下表参照）。

免除の承認期間は、七月（または申請月の前月）から翌年の

六月までです。一年間免除を希望する人は、七月か八月に申請することが必要です。役場住民生活課または役場各支所で手続きを行ってください。

▽問い合わせ 役場住民生活課 住民記録担当（☎82-3111内線123）へどうぞ。

◆免除対象となる所得（収入）の目安

世帯員数	全額免除	半額免除
4人世帯(夫婦、子2人で、子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
3人世帯(夫婦、子1人で、子は16歳未満)	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
2人世帯(夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

※単身世帯以外は、夫、妻どちらかに所得（収入）のある世帯の場合の目安です。
※（ ）内の額は収入です。

人権擁護委員に 田代さんが再任

八幡町の田代省平さん（七三）が、このほど人権擁護委員に再任され、法務大臣から七月一日付で委嘱されました。

人権擁護委員は、わたしたちの基本的な人権が侵されないよう監視し、万が一侵害されたときは、救済のため適切な処置を取ることなどを任務としています。

本町には、田代さんのほかに四人が人権擁護委員に委嘱されています。皆さんが困っている家庭内や近隣関係などの問題をはじめ、土地や交通事故などに関する相談にも応じています。お気軽にご相談ください。

◆本町の人権擁護委員

- ▽田代省平（☎82-2584）▽内田真由美（☎86-3292）▽湊多喜郎（☎82-5865）▽吉田徳右エ門（☎84-2549）▽港安子（☎84-2269）



人権擁護委員 田代省平さん



老後の安心を支える国民年金。若いうちから保険料を納め続け、大切な受給権を守りましょう

国民年金保険料の臨時納付窓口を開設します

宮古社会保険事務所では、国民年金保険料の臨時納付窓口を開設します。これは、納め忘れなどによる保険料の未納期間の長期化を防止し、大切な受給権を守るために開設するものです。

窓口では将来受給する年金額や保険料の免除申請などの相談にも応じます。どうぞご利用ください。

- ▷日時 8月24日（火） 午後2時～7時
- ▷場所 町中央コミュニティセンター
- ▷対象者 無年金者を除く保険料未納者
- ▷問い合わせ 宮古社会保険事務所（☎62-1963）へどうぞ。